



白糠消費者協会だより

《第12号》 令和5年3月14日 白糠消費者協会広報部☆彡

白糠消費者協会事務局（役場内）
☎ 2-2171（内線239）

町内会活動研修会のお知らせ

3年ぶりに『町内会活動研修会』が開催されます！

この事業は、白糠町連合町内会の主催で開催され、白糠消費者協会と白糠町女性団体連絡協議会が共催して行われます。今回の研修内容は、北海道釧路方面釧路警察署生活安全課様とケースプランニングの佐々木圭一様から、「特殊詐欺に対する自己防衛について」のご講演をいただくことになっております。近年増加している特殊詐欺の手口や、スマートフォンの便利な機能などをご紹介いただきます。

周知が遅くなり大変申し訳ありませんが、皆様のご参加、お待ちしております☆彡

日 時：令和5年3月17日(金) 午後2時～

場 所：白糠町社会福祉センター大会議室

演 題：「特殊詐欺に対する自己防衛について」
北海道釧路方面釧路警察署生活安全課
生活安全係長 工藤英明 様
巡查 佐藤和泰 様
ケースプランニング

佐々木圭一 様



次回の「白糠消費者協会だより」は4月11日発行です。

3月は還付金詐欺に注意！

3月は確定申告の時期です。それゆえに、詐欺を行う側にとっても、期限を切った形での「だまし」ができやすくなり、還付金詐欺の被害が増えるといわれています。

「私は還付金詐欺の電話がかかってきても、詐欺だって分かるから大丈夫。私は騙されないから大丈夫。」と思っている、詐欺の手口は年々巧妙化していますので、油断せず、詐欺を未然に防ぎましょう！

■これまでの還付金詐欺の手口

- ①犯人が役所の職員をかたり「払い過ぎた保険料がありますが、お戻しの手続きはなさいましたか？今日中に手続きをしないと、お金が受け取れなくなりますよ」と被害者宅に電話をかけ、不安をあおぎ、ATMに呼び出す。
- ②タッチパネルの画面操作を電話で指示しながら、本人にお金が振り込まれているように思わせ、犯人の口座にお金を振り込ませる。



■巧妙化する還付金詐欺の手口

- ①犯人が役所の職員をかたり「保険料を戻します。」と電話をかけ、振込先の口座を聞き出すと「これから振込の手続きをします。」といて、一度電話を切る。
- ②その後、銀行関係者を名乗り再び電話をかけ、「口座にお金を振り込めませんでした。あなたのキャッシュカードが令和に対応していない古いものなので、新しいカードに変える必要があります。」と伝える。
- ③カードの切り替えを名目に、家に銀行関係者を装った人が来て、カードをだまし取る。

このように犯人はどんどん詐欺を巧妙化して「だまし」の手口を変えています。上記の詐欺はほんの一例に過ぎませんし、他にも詐欺の手口はたくさんあります。心当たりのない話は無視し、怪しいと思ったら警察（110番）や消費生活センター（0154-24-3000）等にご相談ください！

退去時のトラブルを防ぐ！

この時期、賃貸住宅の退去時に多額の修繕費を請求されたなど、原状回復費用をめぐるトラブルが多くみられます。借主負担となる原状回復の範囲について、事前に賃貸借契約書や国土交通省のガイドラインで確認しておくことが大切です。

原状回復義務

原状回復とは、借主の故意・過失や不適切な管理などにより、部屋に生じた損耗等について修復することで、その費用は借主の負担となります。部屋には、借主の通常の使用による通常損耗や経年劣化も生じますが、それらについては貸主の負担です。

貸主が用紙する賃貸借契約書によっては、この原則と異なる定めが置かれることがよくありますので、契約前に、原状回復に関する借主の負担についての確認が必要です。もし、過重な借主負担があるようでしたら、契約内容の変更を求めましょう。

-貸主と借主の負担区分の例-

窓・地震で破損したガラス＝貸主負担
床(フローリング)

・家具の設置による床のへこみ＝貸主負担

・引っ越し作業で生じたひっかき傷＝借主負担

水回り・風呂、トイレ、洗面台の水あか、カビ等(手入れ不足によるもの)＝借主負担
台所・ガスコンロ置き場、換気扇等の油汚れ(手入れ不足によるもの)＝借主負担
壁(クロス)

・クロスの変色(日照などの自然現象によるもの)＝貸主負担

・たばこ等のヤニ・臭い＝借主負担

トラブルを回避するために

●**入居前** 室内の汚れや損傷状況について、貸主(管理会社)立ち合いのもと、確認しましょう。傷や汚れに関係なく、部屋の個所を写真に撮り保存しておく、退去時のトラブル防止に役立ちます。

●**退去時** あらかじめ、賃貸借契約書とガイドラインの内容を確認したうえで退去立ち合いに臨みましょう。すべての荷物を搬出し部屋を清掃した後、貸主側と部屋の状況を確認します。このとき貸主の責任となる損耗等があるかどうか、ある場合はその程度や範囲等を確認しておきます。後日の確認資料として、入居前と同様に部屋の写真(損耗等がある部分だけでなく、損耗等がない部分も)を撮っておくとよいでしょう。

見守り 新鮮情報

引越業者に荷造りを任せて**引っ越し**をした際、有名作家が作った一点ものの**陶器**の縁が**欠けて**しまった。引越業者は責任を認めて**弁償**すると言っているので、

約4万円と申告したが、事業者が

提示した**金額**はずいぶん

少なかった。事前に

貴重な陶器作品とは

申告していないが、

有名作家が作ったので

今購入したらもっと

高額である。納得

できない。

(60歳代)



引っ越しの際の破損・紛失 トラブルに気を付けて

ひとこと助言

あらかじめ
申告しよう!



●引っ越しの際に「荷物が破損した」「紛失した」といった相談が寄せられています。引っ越しの契約には、国が定めた標準引越運送約款が国土交通大臣の認可を得た事業者独自の約款が使用され、契約内容は原則、契約した際の約款の記載に従うことになります。契約の際は、約款をよく確認しましょう。

●貴重品や壊れやすいものなどはあらかじめ事業者に申告しましょう。

●破損や紛失があった場合、荷物の引き渡し後3カ月以内に申し出ないと事業者の責任が消滅します。引っ越し完了後は、すぐに荷物の状態を確認することが大切です。

●損害賠償が受けられる場合も、購入時の価格が補償されるわけではないことを認識しましょう。

●困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。